

別紙3

第7次下妻市総合計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル審査基準

1 審査方法

審査はプロポーザル参加者によるプレゼンテーション及び提出書類を基に、第7次下妻市総合計画策定支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行い、1次審査及び2次審査を経て最優秀提案者及び次点提案者を選定する。

(1) 1次審査

参加申込者多数の場合は、審査委員会が決定した審査項目及び配点を基に提出書類を審査し、採点結果の上位3者程度を1次審査通過者として決定する。ただし、1次審査の結果は2次審査に反映しない。

(2) 2次審査

1次審査通過者から提出された技術提案書等の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

審査委員会が決定した審査項目及び配点を基に、提案者の総合的能力を審査し、最優秀提案者及び次点提案者をそれぞれ選定する。

審査の結果、合計得点が同点の場合は、審査委員の投票により決定する。

なお、1次審査及び2次審査において、委員会の委員の採点の合計点が満点の6割（最低水準得点）に満たない場合は、第1次審査通過者又は優先交渉権者若しくは次点交渉権者として選定しない。

2 審査基準

審査基準及び配点は以下の表のとおりとする。

(1) 1次審査

審査項目	審査事項	判断基準	配点
業務実績	同種業務の実績	・他の地方自治体における同種業務の実績が豊富にあるか。	10点
実施体制	業務の実施体制	・管理技術者及び担当技術者が業務量に応じ適切に配置されているか。	10点
担当者の能力	配置予定技術者の資格・業務実績・経歴	・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等、本業務の履行に対し適正な配置であるか。	10点
合計			30点

(2) 2次審査

審査項目	審査事項	判断基準	配点
技術提案書の内容	①業務の実施方針と課題の整理	・本市の総合計画策定の意義を正しく理解し、合理的な実施方針を立てているか。 ・本市の現状や課題を正確に分析し、様々な社会	15点

		経済情勢の変化や時代の潮流を的確に捉え、取り組むべき課題の整理が的確にされているか。	
	②業務内容 (仕様書 4. 業務概要について)	(1) 現状把握 ・現況基礎データを収集・整理するにあたり、調査の手法に具体的な提案があるか。 ・現行計画の評価方法が例示されるとともに、評価の手法に具体的な提案があるか。	10点
		(2) アンケート調査 ・アンケート調査にあたり、市民意向を的確に把握する設問の考え方や回答率を上げるための具体的な手法等に優れた提案があるか。	10点
		(3) 計画策定 ・総合計画の基本構想・基本計画・実施計画を戦略的に活用していくために、他計画との整合性を図り、本市の課題を踏まえた優れた提案があるか。	10点
		(4) 指標設定・進行管理・評価手法 ・総合計画に実効性を持たせる施策体系のあり方や達成目標・指標の設定等、進行管理の考え方や評価手法に優れた提案があるか。	10点
		(5) 会議運営支援・計画書の印刷製本 ・総合計画審議会及び庁内策定委員会等の運営に関する支援方法に具体的な提案があるか。 ・職員の総合計画策定に対する関心や理解を高める研修の提案があるか。 ・総合計画等の原稿作成の支援方法や構成イメージの具体的な提案があるか。	10点
	③業務工程等	・適切な業務工程と役割分担が具体的に提案され、実施可能な内容であるか。 ・業務完了に向けたスケジュールが明確に示されているか。	10点
	④その他	・仕様書に無い独創的で具体的かつ有益な提案がなされているか。	10点
プレゼンテーション内容	業務理解度	・業務知識を十分に生かし、ポイントをおさえた分かりやすい説明がされているか。 ・質疑応答への的確な対応がされているか。	10点
見積価格	見積書の金額	・提案内容に対し、妥当な価格であるか。	5点
合計			100点

3 2次審査（プレゼンテーション）の実施方法

（1）提案時間

1者につき説明20分以内、質疑10分程度とする。

（2）順番

技術提案書提出書の受付順によらず、事務局が無作為に抽選する。

（3）その他

①出席者は管理技術者を含め3名までとする。

②説明は、提出書類を基に行うものとする。

③パソコンを用いて、技術提案書等の内容を投影して説明することを可とするが、技術提案書等の内容から逸脱するものを投影してはならない。

④プロジェクター及びスクリーンは市側で準備するが、ノートパソコン及び接続ケーブル（5m以上）、その他付属品は提案者が用意するものとする。

⑤提案者名及び提案者が特定できるようなロゴ等は投影してはならない。

4 その他

応募事業者が1者のみであっても、審査委員会が定める基準に満たない場合は、審査の結果「該当者なし」とし、再度公募を行う場合がある。